旭川市ヒグマ対策基本方針

令和５年９月

＜ 目　次 ＞

第１　基本方針の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１Ｐ

１　本方針の目的と位置付け等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１Ｐ

２　北海道のヒグマ対策における現状と本市の目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・　２Ｐ

第２　ゾーニング管理によるヒグマ対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３Ｐ

１　ゾーニング管理の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３Ｐ

２　ヒグマ出没時の対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５Ｐ

３　平時におけるヒグマ対策方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８Ｐ

第３　ヒグマの生息状況のモニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９Ｐ

第４　ヒグマに関する正しい知識の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０Ｐ

第５　新技術の導入に向けた試行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１Ｐ

第６　広域対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１Ｐ

第７　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２Ｐ

第１　基本方針の策定に当たって

１　本方針の目的と位置付け等

（1）目　的

本市では，令和３年６月，市街地に隣接する河川敷にヒグマが出没し，同年１１月までの約５か月間，河川敷への立入制限を行ったため，河川敷にある運動施設の利用ができないなど，市民生活に大きな影響を及ぼした。

また，令和４年７月から８月にかけて，郊外の農地でヒグマによる農作物の食害が多発したことから，北海道が当該地域に対しヒグマ注意報を発令する事態が生じるなど，近年，本市において，人とヒグマの軋轢が顕在化している。

今後も，市街地やその周辺におけるヒグマの出没増加が予想される中，有害性のある問題個体は，市民の安全を最優先に駆除を基本とした厳しい対応を取る一方，市域に生息するヒグマに対し，より適切かつ合理的に対応するためには，ゾーニング管理の考え方を導入し，人とヒグマの棲み分けを図ることが重要である。

本方針は，市民の安全を確保した上で，ヒグマとの棲み分けを図るために，本市のゾーニング管理の在り方について整理するとともに，出没するヒグマへの対応，人の生活圏への侵入抑制や農業被害の軽減等を図る環境管理のほか，ゾーニング管理を効果的に進めるためのヒグマの生息状況調査，ヒグマに関する正しい知識の普及啓発など，本市のヒグマ対策を推進するための基本的かつ必要な事項について定めることを目的とする。

（2）位置付け

本方針は，鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第７条に基づき，北海道が策定した「北海道ヒグマ管理計画（第２期)」や「ヒグマ出没時の対応方針」，「上川中部地域ヒグマ対策実施計画（アクションプラン)」等の内容と整合を図り，本市のゾーニング管理に関わる対策を推進するためのものとして位置付ける。

また，本市の環境政策に関する基本的な計画として位置付けられている「旭川市環境基本計画」の理念や考え方を踏まえるものとする。

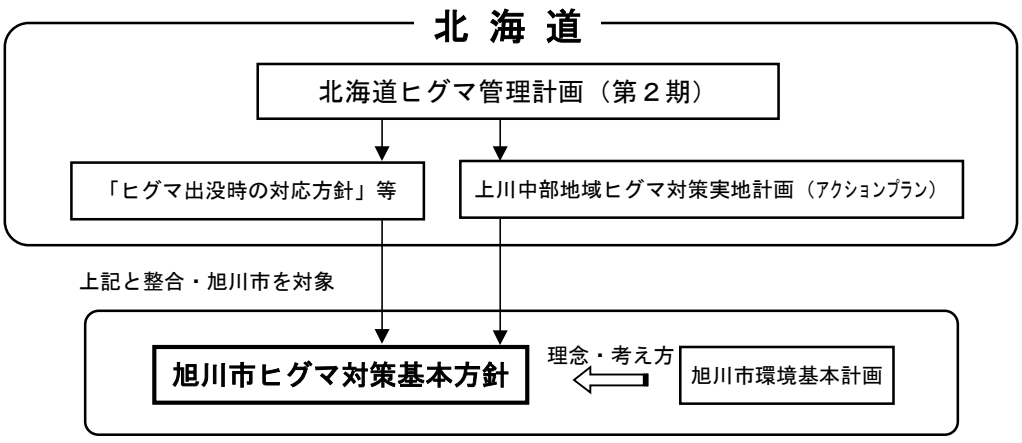

（３）対象期間

本方針の対象期間は，「北海道ヒグマ管理計画（第２期)」が終了する令和８年度に所要の点検を行うため，令和９年度までとし，見直し後も５年ごとに改訂を行う。ただし，北海道や本市のヒグマ対策，その他状況変化があった場合は，必要に応じて，本方針を見直すこととする。

２　北海道のヒグマ対策における現状と本市の目指す姿

（１）北海道のヒグマ対策における現状

「北海道ヒグマ管理計画（第２期)」によると，全道のヒグマの状況や検討すべき主な内容は，次のとおり示されている。

- 全道域のヒグマの推定個体数は，平成２年度の中央値（以下同じ）が５，２００頭，平成２６年度が１０，５００頭，令和２年度には１１，７００頭と増加傾向にある。
- 令和２年度のヒグマによる農業被害額は，２億４，９００万円で，最も被害額が多いのはデントコーン（全体の５５％）となっている。
- 近年の捕獲数が増えているのは，個体数の増加，問題個体といわれる農作物を食害することを学習した個体の増加や，人の存在を恐れず人の生活圏に隣接した地域に出没する個体などが増加しること等が原因として考えられている。
- 全道各地において，農業被害の増加や，人の生活圏に隣接した地域や市街地へ出没するなど従前とは異なる出没形態が増加している状況が見られることなどから，北海道は，同計画の目的を達するための個体数調整の可能性や在り方などについて検討を進める。
- 平成元年の春グマ駆除中止以降，捕獲圧を緩めたことにより，人を警戒する学習がされてこなかったことが影響していると考えられており，比較的安全に捕獲圧をかけることができる残雪期に狩猟期間を設定するなど，問題個体の発生を抑制するための方策や導入に向けたより具体的な検討を行う。

（２）本市の目指す姿

「旭川市環境基本計画」では，適正な保護管理の下での人と野生生物の共存を目指す姿に示している。

上記にある現状の中，ヒグマとの共生は難しい課題であるが，本方針においても，人の安全を最優先に人とヒグマの間の軋轢を減らして安全に共生できる環境を目指すこととする。

＜目指す姿＞

人の安全を最優先に人とヒグマの軋轢を減らして安全に共生できる環境

第２　ゾーニング管理によるヒグマ対策の推進

１　ゾーニング管理の導入

市街地に出没したヒグマや山林で遭遇したヒグマ等に対して，どのような対応を取るべきかについて，ヒグマの行動のみでは適切な判断が困難となる場合も想定されるため，空間的概念であるゾーニングを導入し，より迅速かつ効果的な対応を実施することを可能とする。

導入に当たっては，市域を人の生活や活動を優先するゾーン，ヒグマが生息・活動する生息地ゾーン，及びそれらの間に位置する緩衝地帯に区分する。

（１）各ゾーンの概念

環境省が作成した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成２８年度)」に示すゾーンの定義等に基づき，本市における各ゾーンの概念は次のとおりとする。

ア　コア生息地

ヒグマの生息地として区分するゾーン。入林・入山者等に対し誘因物（ごみなど）の管理や注意喚起等の周知を行う。人身事故の恐れ・産業活動に支障がある場合を除き，原則としてヒグマの積極的な排除は行わない。

イ　緩衝地帯

コア生息地と防除地域の間にあり，空間的・時間的に棲み分けを図るとともに，防除地域へのヒグマの侵入を抑える地域。必要に応じて草刈りや見回りによる個体の定着抑制及び，電気柵等による防除地域への侵入予防策を実施する。積極的なヒグマの排除は行わないが，有害性が高い個体については駆除を実施する。

ウ　防除地域

農業やレクリエーションなどの活動又は人の住居が散在する場所であり，ヒグマの出没抑制及び定着防止，排除地域への侵入予防を図る地域。ヒグマの存在を確認した場合には，その有害性に応じて，見守り，接近・侵入防止措置，山林への追払い又は駆除を実施する。

エ　排除地域

市街地など多くの人が居住又は活動する場所であり，人の安全が最優先され，ヒグマの侵入や定着を許容せず，ヒグマを確実に排除する地域。

（２）各ゾーンの設定

各ゾーンの概念を踏まえ，国有林，道有林及び市有林等の森林区域，都市計画法に基づく市街化区域といった土地利用の状況，地形，対策の内容などを総合的に勘案し，市域に「コア生息地」，「緩衝地帯」，「防除地域」，「排除地域」の４つを設定する。

なお，設定したゾーンは，別図のとおり概念図として「旭川市ヒグマ対策ゾーニング図」に示すが，これらの境界は流動的であり，詳細な区分については地域の判断に委ねるものとする。

（ 別　図 ）

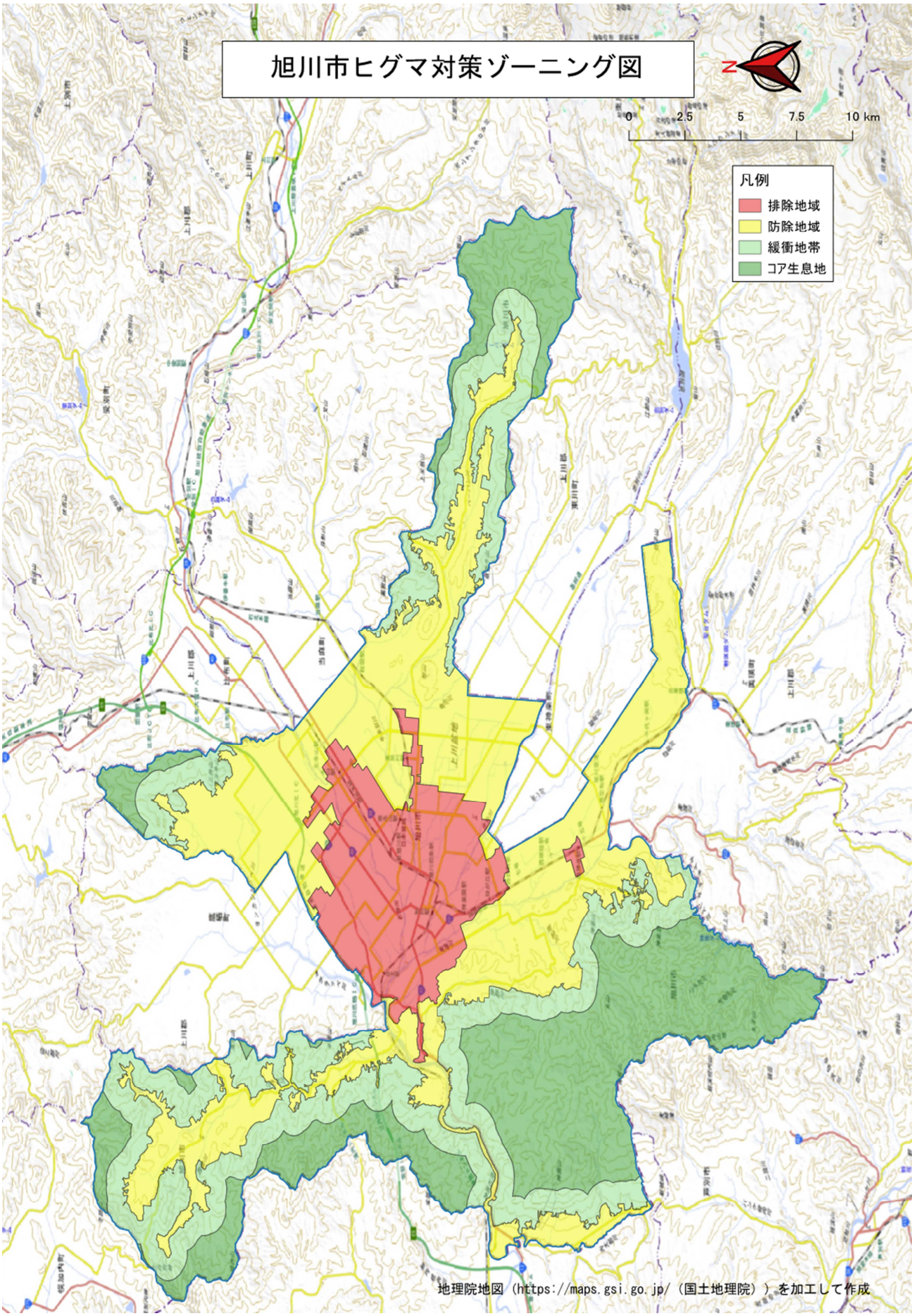
旭川市ヒグマ対策ゾーニング図
N
0
2.5
5
7.5
10 km
凡例
排除地域
防除地域
緩衝地帯
コア生息地
地理院地図（https://maps.gsi.go.jp/（国土地理院））を加工して作成

２　ヒグマ出没時の対応方針

出没した場所（各ゾーン）と有害性判断フローに基づくヒグマの行動の２つの軸で評価を行い，更に個別状況，有効性，安全性及び実効性を総合的に勘案し，複合的な選択も含めて対応を決定する。

（１）出没個体の有害性判断

ヒグマによる被害は，有害性のある問題個体によることが多いため，北海道の「ヒグマ出没時の対応方針」に示す“出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針”に基づき，出没したヒグマの行動から判断する。ただし，母グマの防衛本能による威嚇の場合は，有害性の判断を慎重に行う。

出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針

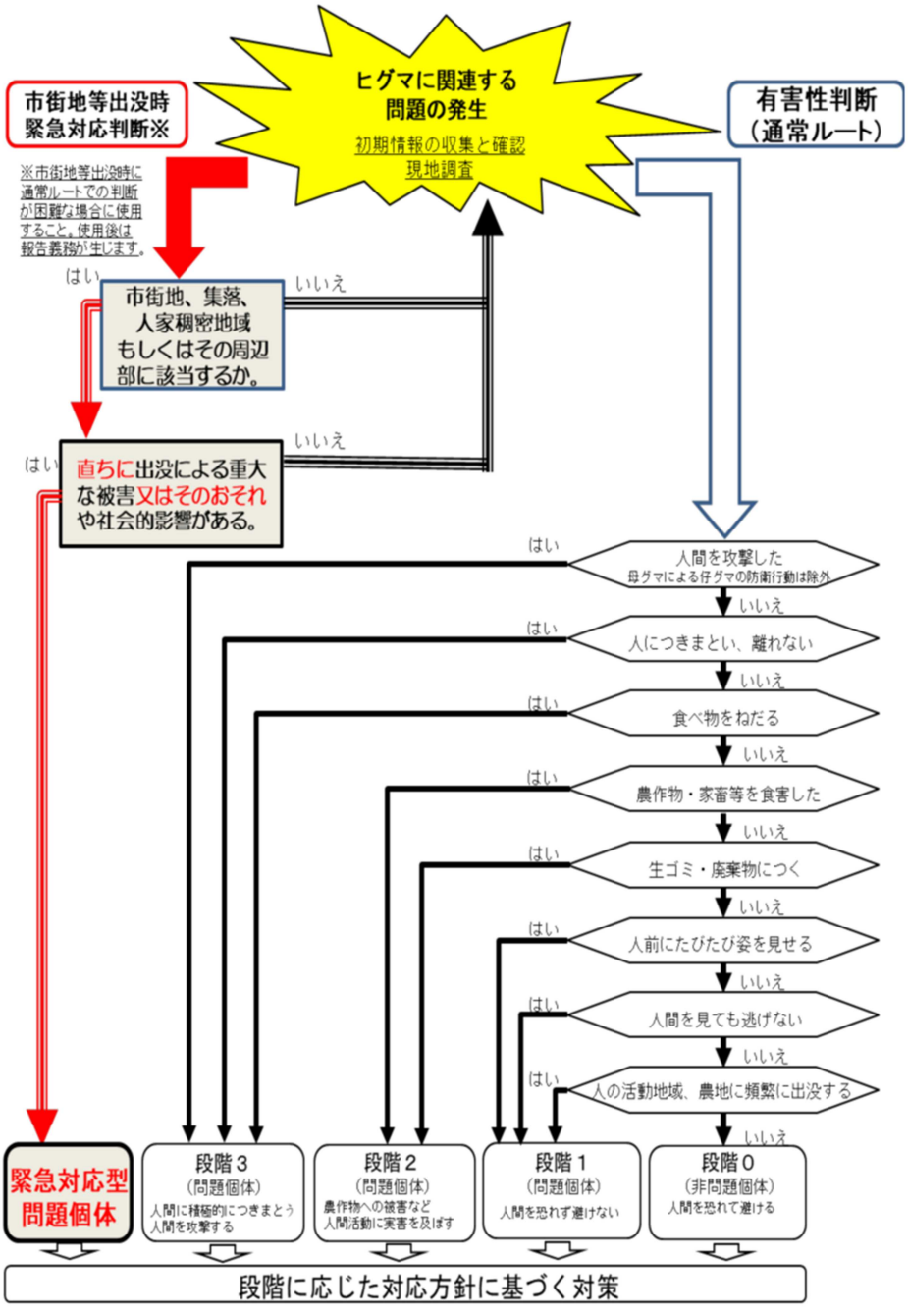

（２）出没に備えた体制構築

・　猟友会，警察，その他関係機関・団体による円滑な連携が可能な体制を構築する。各組織の役割分担は次のとおりとし，起こり得る事態を想定し，有事に備えた行動や手順等を体得及び確認する机上訓練や実地訓練を行う。

市	情報統合，現地班への指揮，周知連絡，パトロール
猟友会	捕獲（銃器，罠），パトロール
警察	住民周知，避難誘導，交通規制，パトロール，警職法による発砲命令
河川・森林管理者	出没地点の封鎖判断
道(振興局)	方策提示，情報共有・連絡
専門家	知見に基づく助言，提案，指導

（３）出没時の対応（別にマニュアルとして定める）

・　情報収集，現地調査，有害性判断と対応の決定

・　情報の発信と対応の実施

●　出没時の現地調査について

ヒグマの目撃・痕跡発見等の通報を受けた場合，市職員と猟友会捕獲従事者又はヒグマ対策を専門とする委託事業者（NPO）による現地調査を行う。現地調査では目撃情報に基づき，足跡やフン，食痕，人工物への被害の有無等の確認を行い，移動経路の推定や出没要因の特定に努める。個体の行動に基づき有害性を判断し，基本対応方針表（次項）により具体的な対策内容を決定する。

現地調査後は，周辺町内会に速やかに周知するとともに，ホームページ・SNS・報道依頼により注意喚起を行う。目撃・被害等の状況から出没が継続する可能性がある場合は，公用車の巡回アナウンスによる注意，緊急対策としての電気柵設置，市・猟友会・警察等・委託事業者による合同パトロール等を実施する。

基本対応方針表

ゾーン／有害性	段階０	段階１	段階２	段階３
共通事項	・出没個体及び出没状況の情報収集 ・現地調査の実施（「コア生息地」については必要に応じて実施） ・出没個体の有害性の精査 ・出没情報及び被害防止のための注意事項等の周知 ・行政界付近の出没に対し隣接自治体と情報共有及び対応の連携			
排除地域	・排除（駆除を基本） 必要に応じて， ・出没場所の立入制限 ・外出自粛要請の措置	・排除（駆除を基本） 必要に応じて， ・出没場所の立入制限 ・外出自粛要請の措置	・排除（駆除を基本） 必要に応じて， ・出没場所の立入制限 ・外出自粛要請の措置	・排除（駆除を基本） 必要に応じて， ・出没場所の立入制限 ・外出自粛要請の措置
防除地域	必要に応じて， ・カメラによる監視， ・誘引物対策 ・電気柵の設置	・誘引物対策（必要に応じて電気柵設置） ・駆除 ・カメラによる監視 ・見回り	・誘引物対策（必要に応じて電気柵設置） ・駆除 ・カメラによる監視 ・見回り	・駆除
緩衝地帯	必要に応じて ・追い払い	・カメラによる監視 必要に応じて ・誘引物対策 ・見回り ・追い払い ・駆除	・カメラによる監視 必要に応じて ・誘引物対策 ・見回り ・追い払い ・駆除	・駆除
コア生息地	・出没情報の記録	・カメラによる監視， ・追い払い ・駆除	・カメラによる監視 ・追い払い ・駆除	・駆除

３　平時におけるヒグマ対策方針

ヒグマが出没していない平時から人の生活圏にヒグマの侵入や定着の抑制を図るため，次のとおり各ゾーンの環境管理に取り組む。

（１）コア生息地

・　コア生息地における森林整備の状況や方向性を確認しつつ，本市のおけるヒグマの生息や行動の状況把握に努める。

（２）緩衝地帯

・　ヒグマ生息状況のモニタリングを通じ，緩衝地帯で個体数の増加傾向が見られ，防除地域への侵入の可能性が高い場合は，誘引物管理の徹底をはじめ，出没抑制対策の強化を検討する。
・　緩衝地帯を中心に，人に対するヒグマの警戒心を高めるため，狩猟や春期管理捕獲による猟銃を使用した捕獲圧の強化を図る。

（３）防除地域

・　農業被害の軽減に向け，農作物の作付や被害の状況，農地に設置している電気柵や誘引物，休耕地や耕作放棄地等の実態把握に努め，地域の実情に応じた対策の構築に取り組む。
・　ヒグマによる農業被害の対策について，農業関係者の理解を深め，誘引物対策の徹底とともに，電気柵の設置，刈り払い等によるヒグマの出没抑制や定着防止に向けた環境づくりを進める。
・　効果的な農林業被害防除技術に資するため，被害発生状況及び発生メカニズムの分析等に必要な情報を収集，地域住民と共有し，意識の向上を図ることで，地域ぐるみの取組を促進する。

（４）排除地域

・　市街地への移動経路と想定される河川敷に電気柵を設置するとともに，河川敷の下草を刈り払いすることで見通しの良い空間を作り出すなど，市街地への侵入抑制対策に取り組む。

なお，不測の侵入に備え，ネットフェンス及びカメラの設置，足跡を明確に残す石灰散布を行う監視ラインを河川敷の複数箇所に整備し，侵入の有無を定期的にチェックする。

・　河川敷以外の市街地侵入のおそれがある場所については，出没環境調査等の情報分析に努めながら対策箇所を検討し，電気柵の設置，刈り払い等，ヒグマが侵入しづらい環境づくりを進める。

設置した電気柵と見通しの良い空間の整備

監視ライン（ネットフェンス，カメラ，石灰散布）

第３　ヒグマの生息状況のモニタリング

中長期的な観点から，各ゾーンの出没対応や環境管理を効率的かつ効果的に実施するため，生息動向調査や個体識別調査に取り組み，ヒグマの生息状況等のモニタリングに努める。

なお，生息動向調査や個体識別調査の実施に当たっては，地方独立行政法人北海道立総合研究機構や酪農学園大学等と連携し，適宜，助言や技術指導を受けながら取り組むものとする。

（１）生息動向調査

コア生息地や緩衝地帯におけるヒグマの生息動向を調査し，分布や生息数，生息するヒグマの属性（性別，構成）などを明らかにする。また，優先的に防除などの対策を実施すべき重点監視エリアの抽出など，有効な対策の推進につなげていく。

生息動向調査の実施に当たっては，地形（河川，森林の連続性等）や土地利用等から，専門家の助言の下，優先的に実施すべき地点を選択し，個体情報の傾向が掴める手法（ヘアトラップ調査，カメラトラップ調査，痕跡調査）を用いて行う。

ヘアトラップ調査

カメラトラップ調査

（２）個体識別調査

科学的根拠を持ってヒグマ対策を推進することは重要であることから，生息動向調査やヒグマ出没時の現地調査等で採取したヒグマの体毛やフン等の遺伝子分析により，個体識別することで，市内に生息するヒグマの性別や年齢など個体の特定に努める。

遺伝子分析の実施に当たっては，酪農学園大学や地方独立行政法人北海道立総合研究機構等の実施機関と連携を図る。

第４　ヒグマに関する正しい知識の普及啓発

ヒグマの出没が多い地域の住民をはじめ，広く市民や本市への旅行者等（以下「市民等」と言う。）に対し，万が一，遭遇した時の対処法，ヒグマを寄せ付けないための誘引物の管理など，ヒグマに関する正しい知識の理解促進を図ることは，被害の未然防止につながる。

人とヒグマの軋轢を減らして安全に共生できる環境を目指すには，市民等の理解を深め，適切な行動を促すことが重要であるため，次のとおりヒグマに関する正しい知識の普及啓発に努める。

（１）市民等への普及啓発

- ヒグマが出没した際は迅速に注意を呼びかけるほか，広報誌やホームページ，ＳＮＳ等を活用し，平時から市が取り組むヒグマ対策等の情報発信を行う。
- 春の山菜採りの時期，秋の紅葉狩りやキノコ採りの時期は，多くの人が山林に入る時期であるため，これらの時期に併せて，市の広報誌やホームページ，ＳＮＳ等を活用し，市民等に広く注意喚起を行う。
- 市民等が地域に生息する野生動物に関心を持つことは，ヒグマのみならず，野生動物の対策を強化することに関連することから，地域の野生動物を知り，学ぶ場や機会の提供に取り組む。
- 地域ぐるみの防除対策に対する共通の認識，意識の向上を図るため，出前講座や勉強会の開催，新たな捕獲従事者の確保に寄与する情報の発信に努める。
- ヒグマをはじめ，地域の野生動物に関して学ぶ機会を提供するため，専門家，猟友会，旭山動物園や科学館等と連携するなどして，セミナー，パネル展，シンポジウム等を実施する。

（２）学校教育等への普及啓発

- 小中学校を対象に，ヒグマをはじめ野生動物の生態や適正な関わり方等について，総合的な学習の時間を活用した授業，出前講座，教職員への研修，リーフレットの配布など，学びの場や機会の創出に向けて検討及び取組を進める。
- 公民館等との連携を図り，生涯学習を通して，ヒグマをはじめ野生動物の生態や市の対策など，正確かつ最新の情報の発信を行う。

（３）事業者等への普及啓発

- 農業，林業，建設業，その他スポーツやレジャー関係の事業者等に対し，それぞれの業種に合わせた内容で，ヒグマをはじめとする野生動物に対する注意事項，軋轢を減少させるための必要な知識等の情報提供に努める。

第５　新技術の導入に向けた試行

ヒグマ対策の充実のため，ドローンの利用によるヒグマの探索や追跡調査，ベアドッグを活用してヒグマの存在有無の確認やフンを用いた忌避効果の検証，サーマルカメラによる夜間の動向調査や所在確認など，新技術の情報収集，試験的な運用，安全かつ効果的な手法の検証，従来の調査手法等との複合的な運用方法の確立について，専門家の助言や指導を受けて検討を進める。

これらの様々な手法の運用に当たっては，近隣自治体や北海道（上川総合振興局），猟友会，警察などの協力を得て行うことが必要とされることから，日頃から情報の共有や意見交換等を行い，運用に当たってのシミュレーションを実施するなど，各機関の役割を明確にし，適切に試行できる体制の構築を図る。

第６　広域対策

（１）北海道との連携

広域対策の中心的役割を担う北海道に対し，各自治体間の調整や全道的な対策の推進を働きかけるとともに，上川地域におけるヒグマ対策の強化に向けた提案や協力など，北海道（上川総合振興局）との連携を推進する。

（２）近隣自治体との連携

ヒグマは行動範囲が広域に及び，本方針で定める各ゾーンも実際には市町村界をまたいでいることから，隣接自治体間で共通認識を持つことが重要である。本市の行政界付近に出没したヒグマの情報を迅速に把握又は提供するため，近隣自治体との連絡体制を構築するとともに，「ひぐまっぷ」等を活用するなど詳細な情報連携により，的確な出没対応に努める。

こうしたヒグマの出没状況のほか，近隣自治体のヒグマによる農業被害等の情報の把握に努め，連携可能な防除対策の提案や実施に向けた検討・調整を行う。

また，ヒグマの追跡や調査を行う過程で，行政界を越境する場合も想定されることから，事前に近隣自治体と捕獲従事者の越境を可能とする協定を結び，円滑に対応できる環境を整備する。

（３）旭川大雪圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく取組

本市及び近隣８町で構成する「旭川大雪圏域連携中枢都市圏」のビジョンで，連携協約に基づき推進する具体的取組の１つに「ヒグマ対策の推進」を掲げている。

圏域のヒグマ対策に関して，構成自治体と事業担当者会議等を通じて，情報共有，合同研修の実施，生息状況の調査，住民への普及啓発等に努めながら，構成自治体との連携及び対策の強化充実を図っていく。

第７　推進体制

（１）旭川市ヒグマ対策協議会

本市におけるヒグマ対策の推進に当たっては，令和３年１１月に設立した「旭川市ヒグマ対策協議会」により，構成員間の情報共有，連絡調整の円滑化，協力関係の構築など，対策の強化・充実に向けて連携して取り組む。

（構成員）
- 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部 旭川河川事務所
- 林野庁 北海道森林管理局 上川中部森林管理署
- 北海道警察 旭川方面本部 地域課
- 北海道警察 旭川方面本部 生活安全課
- 北海道上川総合振興局 保健環境部 環境生活課
- 一般社団法人 北海道猟友会旭川支部
- ヒグマ対策の専門家
- 旭川市農政部 農業振興課
- 旭川市環境部 環境総務課　※ 事務局

（２）各構成員の主な取組

ア　旭川市

- 出没時の対応とともに，人身被害防止，農業被害軽減及び市街地侵入抑制等の対策を行う。
- 市内のヒグマの生息状況ついてのモニタリングを行う。
- 市のヒグマ対策やヒグマに関する正しい知識，誘引物対策等に関する普及啓発を行う。
- 旭川市ヒグマ対策協議会，庁内組織の旭川市ヒグマ対策庁内連絡会議の企画運営を行う。
- 捕獲従事者の確保・育成に向けた支援を行う。

イ　専門家

- 知見に基づき，旭川市の調査や対策に関わる助言，提言を行う。

ウ　猟友会

- 旭川市の調査や対策に関わる助言・提言を行うとともに，旭川市の要請に基づき，捕獲従事者の派遣，見回り，箱わな等の捕獲対応に協力する。

エ　警察

- 出没時に市民の安全を確保する。

オ　北海道（上川総合振興局）

- ヒグマの生息数の精緻な推計及び個体数調整の検討を進めるとともに，上川中部地域のヒグマ対策を統括して牽引する。

カ　河川事務所・中部森林管理署

- 管理する河川や森林において，旭川市が行う対策に協力する。